令和元年度のスケジュールについて

1 農業保険法に基づき、農業共済における農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済並びに収入保険の料率については、3年ごとに改定(一般改定)をすることとされている。

また、改定に当たっては、農業保険部会において審議をしていただくこととしている。

- 2 令和元年度は、家畜共済の一般改定期に当たることから、 家畜共済の料率の算定方式について審議をしていただく とともに、診療点数及び薬価基準についても、料率の改定 に合わせて見直しを行っていることから、本年度審議をしていただく。
- 3 これらのうち、料率の算定方式については、本部会において直接審議をしていただくが、診療点数及び薬価基準については、まずは当該事項に関し学識経験のある専門委員に調査審議をしていただき、その報告を踏まえ、本部会において最終的な審議をしていただく。
- 4 今回の家畜共済に係る改定は、制度見直しの一部(診療費の1割自己負担に係る見直し)が令和2年1月からスタートすることを踏まえ、これに合わせる形で、令和2年1月から適用されるよう審議をしていただく。

令和元年度の農業保険部会の開催スケジュール(案)

令和元年5月27日 農業保険部会(第1回)

- 家畜共済の共済掛金標準率の算定方式、 診療点数及び薬価基準について諮問
- 診療点数及び薬価基準について家畜共済 小委員会に付託
- 7月 家畜共済小委員会
 - 診療点数及び薬価基準について調査審議
- 10月 農業保険部会(第2回)
 - · 家畜共済小委員会の報告
 - 共済掛金標準率の算定方式、診療点数及び薬価基準について審議、答申
- 11 月 改定後の共済掛金標準率、診療点数及び薬価 基準の告示
- 令和2年1月 改定後の共済掛金標準率、診療点数及び薬価 基準の適用